

融資・リース・保証

補助金・税制・出資

情報提供・相談

セミナー・研修・イベント

法律等に基づく支援

## 『創業や地方創生など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資をうけたい』

### 創業支援・地方創生関連融資

創業や地方創生など、前向きな事業展開に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

#### 創業支援貸付利率特例制度

##### 対象となる方

創業前や創業後1年以内の方

##### 支援内容

###### ■ 貸付限度額

【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度に定める貸付限度額

###### ■ 貸付利率: 各貸付制度に定める貸付利率から0.2%を控除した利率。

ただし、女性、若年者(30歳未満)又はUターン等により地方で創業する方については、各貸付制度に規定する貸付利率から0.3%を控除した利率。

###### ■ 貸付期間: 各貸付制度に定める貸付期間

#### 事業承継・集約・活性化支援資金

##### 対象となる方

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継する方であって、一定の雇用効果が認められる方など

##### 支援内容

###### ■ 貸付限度額:

【日本公庫(中小企業事業)】7億2,000万円

【日本公庫(国民生活事業)】7,200万円(うち運転資金4,800万円)

###### ■ 貸付利率: 基準利率

※ただし、以下の方は、基準利率-0.4%

①安定的な経営権の確保により事業の継続を図る方であって、次のいずれかに該当する方

- ・後継者不在により事業継続が困難な方から事業を承継する方
- ・株主等から自己株式や事業用資産の取得等を行う方 など

②経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者

③最近における付加価値額が増加している方であって、付加価値向上計画を作成し、同計画において雇用の増加が見込まれる方

※後継者不在の小規模事業者から事業を承継する場合:

基準利率-0.65%

※基準利率(平成28年2月末時点。貸付期間5年の場合。)

中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%

※中小企業事業においては、利率引下げ限度額最大4億円。また、上限  
利率3.5%。

- 貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）  
                  運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

- 資本性ローン特例対象：

【日本公庫（中小企業事業）】別枠3億円

【日本公庫（国民生活事業）】別枠4,000万円

お問い合わせ先

**株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）**

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

**沖縄振興開発金融公庫** 電話：098-941-1795